

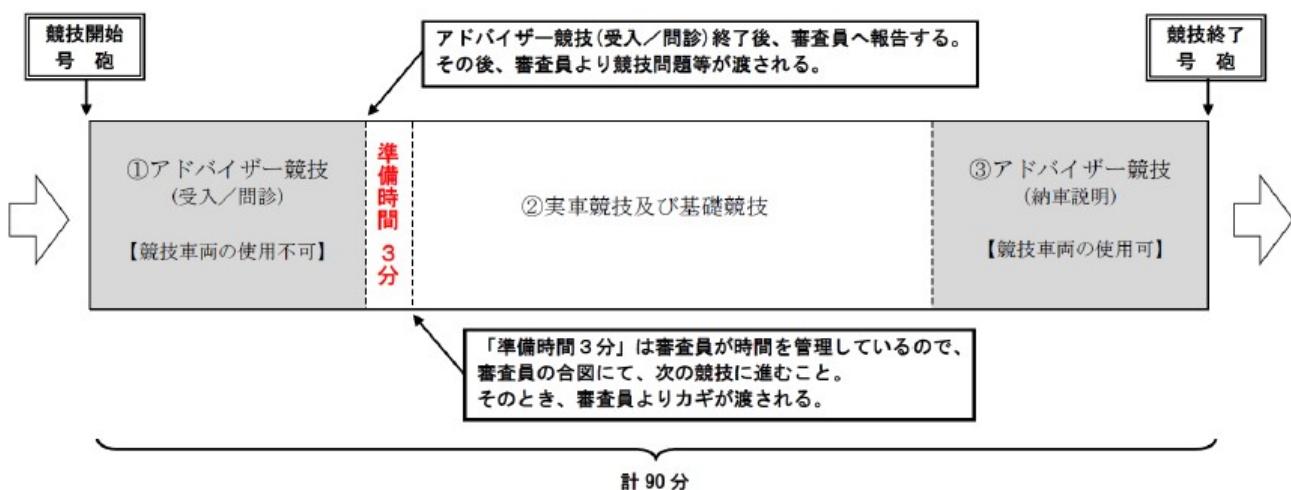
= 業界情報 =

第22回全日本自動車整備技能競技大会への応援募集について

◇ 開催日 11月9日（土）
◇ 場所 東京ビックサイト 西3・4ホール
◇ 集合出発 5:50（振興会集合） 6:00出発
◇ 交通手段 大型貸切バス
◇ 開会式 8:30～9:00
◇ 競技 (Aブロック) 9:05～10:35
(Bブロック) 11:30～13:00 山梨県チーム
表彰式 14:30～15:00

◇ 山梨県代表選手 [南巨摩北支部] 中澤 茂 選手 ((有)中沢モータース)
高松 良和 選手 (高松自動車整備工場)

第22回大会の競技の流れ



◇ 申込期限 下記、応援参加申込書に必要事項をご記入の上、10月15日（火）
までに、教育課へFAX（055-263-4420）にてお申込下さい。
詳細は参加者に追ってご連絡いたします。

全日本自動車整備技能競技大会応援参加申込書

認証番号	8 -	支部名	支部
事業場名			
参加者名			

その先の、技術へ。



第22回



全日本自動車整備技能競技大会

2019年11月9日(土) 8:30~15:00(予定)

東京ビッグサイト 西3・4ホール

競技内容

実車競技／基礎競技／アドバイザー競技

一般観覧
無料

主催: 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 協力: 日本自動車整備商工組合連合会

不当要求防止責任者講習会の開催について

自動車関連事業を経営する上で、暴力団等から機関誌の購読、広告料、賛助金等あらゆる名目での不当な要求及び事故、トラブル、不祥事等を理由に因縁をつけられ狙われます。

これに対し、暴力団等による不当・不正な要求及び行為に対しては毅然とした姿勢で阻止しなければなりません。

そこで、県内の暴力団等の実態並びに不当行為に対する適切な対処法を学ぶことを目的として、山梨県警察本部のご協力により、標記研修会が下記により開催されますので、会員の皆さん多数のご出席をご案内します。

◇開催日 **11月20日(水) 17:30~20:30**

◇開催場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇参加対象者 会員、関東運輸局山梨運輸支局、自動車関係団体等

◇研修内容

・山梨県内における広域暴力団の現状

・暴力団等による不当要求行為の具体的な対応策

◇その他 「責任者選任届出書」「定期講習受講申込書」は、本誌巻末にあります。

また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からも ダウンロードできます。

必要事項を記入の上、**10月23日(水)**までに総務課へお申し込み下さい。



初めて受講される方へ（不当要求防止責任者講習）

暴力団等による不当要求に対して、事業者等が対応するためには、暴力団等に適切に対応できる不当要求防止責任者を選任する必要があります。

不当要求防止責任者の役割は、主に次の事項となります。

- ・不当要求に対する各事業所の内部体制の整備
- ・不当要求による被害が発生した場合の被害調査及び警察等への連絡
- ・社員等に対する不当要求についての指導・教育の実施

今回の研修は、選任時講習を兼ねますので不当要求防止責任者の選任を希望される方は、「**責任者選任届出書**」に必要事項を記入の上、必ず押印してご提出下さい。

なお、受講を終えると右の受講修了書が交付されます。



既に不当要求防止責任者に選任されている方へ（定期講習会）

今回の研修は、既に責任者に選任されている方の定期講習も兼ねます。

なお、お手元の受講修了書修了日や責任者講習通知ハガキを確認の上、標記講習の受講を検討下さい。

受講希望者は、次ページの「**定期講習受講申込書**」に必要事項を記入の上、総務課までご提出下さい。

初めて受講される方

記載例を参考に次ページの「**責任者選任届出書**」（次ページ）に必要事項を記入、押印の上、**10月23日（水）**までに総務課にご提出下さい。

別記様式第9号（第17条関係）		◎記載例	
		※受理年月日	※受理番号
責任者選任届出書			
<small>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する 責任者として下記の者を選任したので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。</small>			
山梨県公安委員会 殿		金和 年 月 日 ↑ 届出した日付を記入	
<small>個人事業者は事業者の氏名、法人その他の団体はその正式名称 → 届出者の氏名又は名称 株式会社○○○ 甲府支店 印 必ず押印</small>			
一記一			
届出者	事業所の所在地 (〒400-8586) 甲府市丸の内1-6-1	※所在地コード 	
	業種 金融業	※業種コード 	
	フリガナ 氏名又は名称 (株)○○○ 甲府支店	カブ コウフシテン ※団体別コード ※本支店別コード 	
責任者	フリガナ 氏名 甲府 太郎	コウフ タロウ	
	生年月日 昭和42年 1月 1日		
	役職名 支店長	※役職別コード 	
	連絡先 電話 055 (235) 2121 (内線1111)		
	選任年月日 令和元年 4月 1日	※現役職に就いた年月日、又は責任者に任命された年月日	
備考 ※印欄には記載しないこと。			

既に不当要求防止責任者に選任されている方

受講希望者は、下記の「**定期講習受講申込書**」に必要事項を記入の上、**10月23日（水）**までに総務課にご提出下さい。

暴力団等による不当行為への対処研修会 定期講習受講申込書

氏名			選任届出日	年 月 日
認証番号	8-	事業場名		

FAX (055-263-4420)

※受理年月日		※受理番号	
--------	--	-------	--

責任者選任届出書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

令和 年 月 日

山梨県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称

(印)

一記一

届出者	事業所の所在地 (〒)		※所在地コード
	業種		
	フリガナ 氏名又は名称		
責任者	フリガナ 氏名		※団体別コード
	生年月日		年 月 日
	役職名		※役職別コード
	連絡先	電話 ()	(内線)
	選任年月日	令和 年 月 日	

備考 ※印欄には記載しないこと。

独立行政法人自動車技術総合機構の検査場内
における事故防止について【協力依頼】

独立行政法人自動車技術総合機構より検査場内において重大事故が発生したことから、事故防止の注意喚起等について、協力依頼がありましたのでお知らせします。

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和元年9月1日

検査場内においてテスタ可動部に
足が巻き込まれる事故が発生しました。

◆事故概要

スピードメータ検査をしようとした運転手に、申告スイッチを渡そうとした随行者の足が作動中のテスタ可動部に挟まれた。



テスタ可動部には足を乗せないでください

受検者の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いします。



(独)自動車技術総合機構

検査場内における受検者の運転操作ミスによる事故が多発しています。

◆運転操作ミスによる事故の例(令和元年5月)

駐車ブレーキ検査を実施した際に使用した輪留めをはずそうと受検者が降車したところ、ギヤ(AT車)がドライブに入っていたことから車両が前進し始めてしまい、慌ててブレーキを掛けようとした受検者が誤ってアクセルを踏んでしまい、ヘッドライトテスタに衝突した後、ピットブリッジに衝突し停車した。

- ✓ 事故によるライトテスタの修理費 : 1,800万円(機器メーカー見積り)
- ✓ ライトテスタの修理期間 : 約5ヶ月間(現在修理中)



【ヘッドライトテスタ】

ブレーキとアクセルの踏み間違えによる車両暴走事故が多発しております。

検査コース内での運転操作は、
落ち着いて確実に行ってください。

＜参考＞平成30年度事故件数 (受検者起因)

平成30年度 事故件数

受検者の運転操作ミスの内訳は、「ギヤ位置不適」「進入ミス」「周囲確認不足」で約8割となっています。ちなみに、年齢の判明した方の平均年齢は52歳です。

73

受検者の運転操作ミス

3

車両の不具合

1

その他

受検者の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いします。



(独)自動車技術総合機構

軽自動車検査協会における使用過程車に係る 事前提出書面審査の一部拡大について

軽自動車検査協会では「自動車の用途等の変更」があった場合に事前書面審査を実施する旨、プレスリリースされましたので、お知らせします。

令和元年9月2日

お 知 ら せ

使用過程車に係る事前提出 書面審査の一部拡大について

〈貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。〉

使用過程車に係る検査^{※1}において、自動車の用途等の変更^{※2}により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を令和元年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立つて提出書面を事前に届け出てください。

注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ①用途（貨物 ⇄ 乗用）
- ②自動車の種別の変更（小型等 ⇒ 軽）

提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000163.html#36372



関係団体人事異動について

【独立行政法人自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所】

新所属先	氏名	旧所属
軽自動車検査協会 静岡事務所 沼津支所 上級検査員	金原 勇作	独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所 自動車検査官
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所 自動車検査官	中山 亨	軽自動車検査協会 山梨事務所 主任検査員

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

新所属先	氏名	旧所属
検査部技術課主査	西田 裕之	山梨事務所業務課上級検査員
独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部 山梨事務所自動車検査官	中山 亨	山梨事務所業務課主任検査員
山梨事務所業務課上級検査員	奥石 直紀	千葉事務所袖ヶ浦支所業務課上級検査員
山梨事務所業務課検査員補	小林 淳平	群馬事務所業務課検査員補

整備作業中の事故発生について

自動車整備事業場で、次の整備作業中の事故が発生しました。

会員事業場についても、引き続きご注意頂き安全な作業を心がけますようお願いします。

【事故概要】

- ・ 北海道管内 【令和元年8月22日 16時45分頃 (重傷)】
ウォーターポンプ交換後、エンジンより異音が発生したため、エンジンを始動させたまま右前タイヤハウス内から触診確認した際、誤って回転部に指を巻き込まれてしまい、右手薬指の第一関節を切断する。

ターボチャージャーの定期点検時の点検要領

株式会社SUBARU

ターボチャージャーの定期点検時の点検要領をお知らせします。

■対象車種

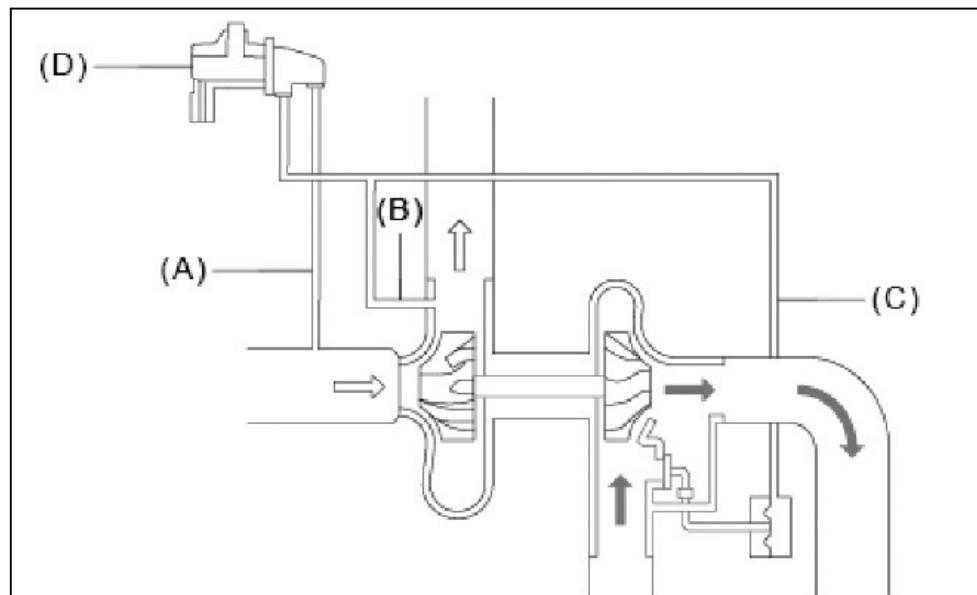
2010年以降ウェストゲートバルブ制御回路付きのターボ車全車

■点検内容の確認

ステップ	ステップチェック	はい	いいえ
点検前の確認 ユーザーに車両状態を確認する。	ユーザーから過給圧が低いまは、出力不足等の指摘があるか？	ターボチャージャーを点検する。（サービスマニュアルを参照のこと。）	（「2. ユーザー指摘が無い場合の点検」を参照のこと。）

■ユーザが指摘のない場合の点検

(A)、(B)、(C)のホースまたはクリップにひび割れ、損傷またはゆるみがないか点検する。



- (A) 過給圧コントロールソレノイドバルブ～インテーク上流
- (B) ターボハウジング（コンプレッサー側）～過給圧コントロールソレノイドバルブ
- (C) 過給圧コントロールソレノイドバルブ～ウエストゲートアクチュエーター
- (D) 過給圧コントロールソレノイドバルブ

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.93

【内容】見積りのないまま修理された

・車名：乗用車 　・登録年月：平成24年 　・走行距離：70,000km

1月21日、一般道走行中にエンストを起こした。車はディーゼルエンジン車で、セルモーターは回るが再始動は出来ない。購入したA中古車販売店の工場（会員工場）に連絡し引き取りを依頼したが、A工場では修理対応することができないとのことで、Bディーラーに搬入をお願いし対応して貰うこととした。当方としては修理にいくら位かかるか分からぬいため、先に概算見積りを出して貰ってから、修理するかどうか決めたかったが、それから2週間ほどしてBディーラーより電話があり、「修理は完了した。請求額は22万円です」との連絡があった。

見積書の提示及び整備内容の説明がないまま作業に着手され、たいへん憤慨しているし納得がいかない。当該自動車メーカーの相談室や消費者センターにも電話したが、らちが明かない状況にある。どうしたら良いのか、という相談内容であった。

【対応】

Bディーラーのサービス担当者に電話を入れ内容を確認してみた。入庫受付時、相談者より先に見積りが欲しいとの意向は聞いていたが、営業担当者と整備担当者とのやり取りに行き違いがあり、相談者から了承を得ないまま作業が進んでしまったようである。また、部品を取り換えてみないと良否の判断がつかない部分もあったので、関係部品を交換しながら作業を進めた。その都度了解は得ていなかった、とのことであった。

Bディーラーには、入庫時からの作業の進め方等について説明不足等不備があったものと思われる所以、再度相談者に納得のいく説明をして頂くようお願いした。

当会から相談者に対し、Bディーラー側に説明不足の感があるので再度納得のいく説明及び対応をして貰うようお願いした旨を連絡した。

その後、当該車両を販売したA工場より連絡があり、「ユーザーにはまだ不信感があるようだが、Bディーラーの今回の対応としてユーザーへの請求は部品代のみ負担して頂くこととなり、無事解決しました」との報告があった。なお、相談者からの連絡は入っていない。

検査予約無断キャンセル状況(9月分)

9月分のキャンセル多発事業場はありませんでした。ご協力ありがとうございます。
引き続き、予約の申し込みとキャンセルには、十分なご配慮をお願い致します。

なお、業務委員会では、予約情報を共有し安定した予約制度とするため、検査前日の18時以前に予約が取り消された件数を会報に掲載することとしましたのでお知らせいたします。

安定した予約制度となるため、確実な予約を行うようご協力下さい。

9月分のキャンセル件数は次のとおりです。

(台)

普通車	351
軽自動車	866
合 計	1,217

車検予約実施要領変更のお知らせ

業務委員会では、利用する会員各位が相互に利用しやすい検査予約にするため、見込み予約を減らすべく対策を検討した結果、**12月1日**（予定）より次のとおり車検予約実施要領を変更することとなりましたので、ご協力をお願いいたします。

1. 予約できる期間

旧	新
申込日を含む6日間	申込日を含む 4日間

2. 一回で予約できる台数

旧	新
4台	2台

＝ 統 計 ＝

普通車・軽自動車継続検査件数

8月

合計	件数	指 定				持込み				持込割合(%)	
		保 適		OSS		指定割合(%)	認 証		ユ ー ザ ー		
		割合(%)	件数	割合(%)	件数		件数	割合(%)	件数		
普通車	12,398	5.737	46.3%	2,896	23.4%	69.6%	2,905	23.4%	860	6.9%	30.4%
昨年同月	12,394	7,608	61.4%	1,101	8.9%	70.3%	2,857	23.1%	828	6.7%	29.7%
昨年同月増減	4	-1,871		1,795			48		32		
軽自動車	8,904	4,604	51.7%	564	6.3%	58.0%	2,910	32.7%	826	9.3%	42.0%
昨年同月	9,220	5,351	58.0%			58.0%	3,072	33.3%	797	8.6%	42.0%
昨年同月増減	-316	-747					-162		29		
合 計	21,302	10,341	48.5%	3,460	16.2%	64.8%	5,815	27.3%	1,686	7.9%	35.2%
昨年同月	21,614	12,959	60.0%	1,101		65.1%	5,929	27.4%	1,625	7.5%	34.9%
昨年同月増減	-312	-2,618		2,359			-114		61		